

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年6月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成31年4月18日
環境政策課	平成31年4月23日
みどり整備課	//
森林センター	//
環境管理課	平成31年4月24日
みどり保全課	//
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	//
西部林業事務所	平成31年4月26日
東部林業事務所	令和元年6月7日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

前年度指導していたにもかかわらず、行政財産の目的外使用に伴う電気料の上半期分について、10月中に徴収していなかった。（環境保健研究センター）

イ 支出について

（ア）前年度指導していたにもかかわらず、自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものがあった。（環境保健研究センター）

（イ）収入印紙の購入について、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成がされていなかった。（みどり整備課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし